

高第 1011 号の 16
令和 2 年 8 月 5 日

各市町介護保険担当課長
関 係 団 体 の 長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

兵庫県協カスキーム実施要領の策定等について

平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者の発生に伴って職員が不足する場合に、他の施設等の職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）を設けておりますが、今般、実際に事案が生じた際に本協カスキームによる支援が円滑に実施されるよう、別添のとおりその実施に必要な事項を実施要領として定めましたのでお送りいたします。

このようなスキームによる人材確保の取組は全国に広がっており、国からも体制の構築が求められる取組となっているところです。現在、本県の協カスキームに係る協力施設等として、既に別紙のとおり 111 施設・事業所（令和 2 年 8 月 7 日現在）が登録されておりますが、今般、別添のとおり協力施設等への支援も拡充することとし、併せて引き続き協力施設等の確保を進めたいと考えておりますので、貴職におかれましても、管内の施設・事業所等に対して本協カスキームの周知をいただくとともに、協力施設等としての協力を依頼いただきますよう、よろしく願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班長 藤本（俊）
代表電話：078-341-7711 内線 3107
toshinori_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県協カスキーム実施要領

1 目的

この要領は、介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、介護サービスを提供するための職員が不足する場合に、当該施設等に他の施設職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の説明（定義等）

(1) 兵庫県協カスキーム

介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生したこと等に伴って、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行ったにもかかわらず、介護サービスを提供するための職員等が不足する場合において、当該施設等の利用者への介護サービスの提供等に関して、あらかじめ県に登録している他の介護サービス事業所・施設等（協力施設等）の職員等が応援する仕組みとする。

(2) 対象施設等

兵庫県協カスキームによる支援の対象となる介護保険施設その他の高齢者施設等（対象施設等）は、県内に所在する特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護とする。なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を対象とする。

(3) 協力施設等

県が募集する兵庫県協カスキームへの協力に応じる旨を県に登録した介護サービス事業所・施設等とし、県内に所在する全ての介護サービス事業所・施設等が応募できるものとする。

（注）介護サービス事業所・施設等

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

3 兵庫県協カスキームによる支援の実施

(1) 兵庫県協カスキームによる支援を希望する対象施設等は、県又は4(1)に掲げる対象施設等種別に対応する応援調整機関に対して、別紙様式1により応援を要請する旨の連絡を行うものとする。

なお、応援を要請する対象施設等は、当該要請の時点で、介護サービスを提供するための職員等の確保に関し、同一施設・同一法人で可能な限りの対応を行っている必要があるものとする。

(2) 応援の要請を受けた応援調整機関は、4に定める手順、留意点等を踏まえ、応援職員による応援に向けた調整を行うとともに、調整が完了した場合には県に報告を行うものとする。

4 応援調整機関による調整等

(1) 応援調整機関

兵庫県協カスキームの実施に当たり、支援を必要とする対象施設等を応援する介護職員等（応援職員）の調整を行う機関（応援調整機関）を置くこととし、下の右欄に掲げる対象施設等種別に応じ、左欄の機関が担当するものとする。

応援調整機関	対象施設等種別
一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会	①特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（協会会員施設に限る。）
一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟	②特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（連盟会員施設に限る。）
一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会	③介護老人保健施設（協会会員施設に限る。）
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設（①から③に該当するものを除く。）

(注) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの。

(2) 応援調整機関の業務

応援調整機関は、担当する対象施設等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、以下の手順で感染者が発生した対象施設等の状況を確認し、応援職員による応援について、協力施設等と調整を行う。

ア 感染者が発生した対象施設等に対して兵庫県協カスキームを周知

イ 必要に応じて、感染者が発生した対象施設等における職員不足の状況及び職員の応援要請の意向を確認

ウ 感染者が発生した施設等から別紙様式1による応援要請があった場合、必要とする具体的な応援内容（人数、職種、応援期間、応援場所、サービス提供相手となる利用者、必要な衛生材料 等）を確認

エ ウで確認した必要とする応援内容をもとに、県が作成した協力施設等のリスト（施設応援職員協力施設一覧）を活用して協力施設等に順次連絡し、応援職員による応援が可能な施設等及び実際に応援を行う応援職員を調整

オ 協力施設等から提出される別紙様式2に基づき、応援を行うことが確定した応援職員の一覧表を作成し、応援職員による応援が必要となる施設（以下「応援先施設等」という）に連絡、応援先施設等と協力施設等（応援職員を含む。）の間で具体的な業務に関する打ち合わせ等を実施する機会を設定し、応援に関する詳細を調整

カ 応援について調整が完了した場合は、調整の内容等を県に報告（介護職員等の応援に当たって必要な衛生用品の種類・数量を含む。）

(3) 応援職員が応援先施設等で従事する業務の範囲

応援職員が従事する業務は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクが低いと考えられる場所において、同感染症へ感染が確認されていない利用者に対する介護サービスの提供等を基本とする。

このため、応援調整機関は、応援職員が応援先施設等で業務に従事する場所・利用者の範囲については、次を基本として調整するものとする。ただし、個別に協力施設等と応援先施設等の双方の合意による調整がなされた場合において、これらの範囲を超えることを妨げるものではない。

ア 介護サービスの提供等の業務を担当する場所

(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生していない場所

(イ) 新型コロナウイルス感染者が発生したフロアであっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所

イ 介護等の業務を担当する利用者の範囲

(ア) 濃厚接触者でない利用者

(イ) 濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者

(4) 応援職員の業務管理・費用等に係る留意点

応援調整機関は、応援職員の調整に当たって、5に掲げる点に留意の上、協力施設等及び応援先施設等との調整を行うものであること。

5 応援職員の応援に当たっての留意点

(1) 指揮監督等

応援職員は、協力施設等からの出張扱いにより業務に従事するものであり、協力施設等の指揮監督の下で応援先施設等での業務に従事するものであること。また、応援職員が担当する利用者の特性や、応援先施設等の設備の状況など、応援先施設等に特有の事案については、応援先施設等からの助言を受けるものであること。

(2) 応援先施設等での勤務時間・休日等

応援先施設等での勤務時間は、協力施設等での勤務時間を基本とし、時間外勤務をさせないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に時間外勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、時

間外勤務をさせることができるものとする。

応援先施設等は、応援職員に休日勤務を求めてはならないものとする。ただし、応援先施設等が協力施設等に休日勤務を求めた場合であって、協力施設等が必要と認め、当該応援職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができるものとする。

(3) 費用負担等

応援期間における下表左欄に掲げる応援職員の経費については、協力施設等が負担するものであること。ただし、左欄に掲げる経費のうち右欄に相当するものは、協力施設等の申請により、予算の範囲内において県が補助するものであること。

協力施設等の負担	うち県の補助対象経費 (10/10 補助)
(ア) 給料、手当 (休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に応援業務に従事した場合の手当を含む。)	応援職員に支給した割増給与・手当 (注) 補助上限額 応援業務に従事した月(応援月)の給与・賃金総額×1/応援月の出勤日数(有給休暇を含む)×50%×応援日数)
(イ) 健康保険、厚生年金保険、労災保険及び雇用保険	
(ウ) 応援職員の住居から応援先施設等への移動に要する交通費及び宿泊費	交通費・宿泊費 (注) 応援終了後 14 日程度待機する場合の宿泊費も対象
(エ) 損害賠償保険料	損害賠償保険料
(オ) その他応援に必要な経費	県が必要と認めた経費

(注) 必要に応じて受けられた PCR 検査の自己負担分も対象経費とします。

6 協力施設等における応援に向けた準備等

県は、応援調整機関による調整が円滑になされるよう、協力施設等に対し、以下の必要な準備等を行うよう協力を依頼するとともに、協力施設等への支援に努めるものとする。

(1) 事前の準備

ア 応援職員の選定

応援調整機関から応援職員の応援に係る調整依頼があった場合に、円滑に応援可能性等を判断し、応援職員を決定できるよう応援可能な介護職員等のリスト(1名以上)を作成すること。

イ 手当等の検討

5(3)に記載のとおり、応援に伴って協力施設等が応援職員に支払う手当は県の補助の対象になることを踏まえ、あらかじめ応援職員に支払う手当等の検討を行うこと。

また、同様に、応援に伴って必要となる損害賠償保険の保険料についても県の補助の対象になることを踏まえ、応援職員が応援先施設等の利用者に損害を与えた場合や、応援職員が新型コロナウイルスに感染した場合に対応できる保険商品

の選定等、損害賠償保険の加入に関し、必要な検討を進めること。

ウ 衛生材料の使い方等に関する研修等

応援職員は感染リスクが低いと考えられる場所等で業務に従事することが想定されているが、必要に応じて、別途県が案内する衛生材料の使い方等の研修に参加するほか、協力施設等内での研修を実施する等、日頃から衛生材料の使い方等に関する理解を深めること。

エ 応援が終了した後の対応の検討

5(3)に記載のとおり、応援終了後の待機に係る宿泊費用やPCR検査等の費用が県の補助の対象になることを踏まえ、応援職員が新型コロナウイルスに感染していないことが確認されてから職場復帰できるようにする等、応援職員が安心して元の職場に戻るための方法をあらかじめ検討しておくこと。

(2) 応援調整機関による調整依頼後、応援職員の応援開始までの準備

ア 職員の応援決定

応援調整機関からの応援依頼があった場合、事前に用意しているリストを活用しつつ、職員の意向を踏まえて応援職員を決定すること。

イ 業務命令の発令

応援職員については、出張業務としての職務命令を発令する。なお、(1)イにより準備している損害賠償保険へ加入するほか、勤務時間、手当等、応援職員が業務に従事するに際して必要な事項を説明すること。

ウ 必要な衛生材料の確保

兵庫県協カスキームの実施に際して必要な衛生材料(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等を想定。)については、県高齢政策課で応援調整機関から報告のあった数量を用意することを想定しているため、介護職員等の応援に当たって必要な衛生材料の種類・数量を別紙様式2により応援調整機関に連絡すること。

県高齢政策課から衛生材料が到着次第、応援職員に配布すること。

エ 衛生材料の使い方等に関する研修(直前)

応援職員は感染リスクが低いと考えられる場所等で業務に従事することを想定しているが、応援職員が衛生材料の使い方等を十分に理解した上で応援業務に従事できるよう、実際に応援に入る前に、改めて感染防止のための衛生材料の使い方等に関する研修等を受講すること(詳細は事案ごとに県高齢政策課から連絡)。

(3) 応援終了後の対応

(1)エに基づき、待機期間の設定等、応援職員が安心して元の職場に戻るための対応を行うこと。

附則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

令和 年 月 日

(応援調整機関名を記載) 事務局 御中

応援先施設等所在地：

応援先施設等管理者：

連絡先電話番号：

兵庫県協カスキームによる職員の応援協力要請について

標記について、新型コロナウイルス感染者の発生等に伴い、職員が不足する状況にありますので、下記のとおり状況を報告するとともに、兵庫県協カスキームによる職員の応援協力を要請します。

記

報告内容の時点	令和 年 月 日時点
感染者が発生した施設等名	施設名： 住 所：
入所者数・職員数等	入所者 名（うち入院 名：濃厚接触 名） 職員 名（うち入院 名：自宅待機 名）
(同一施設・法人での職員確保の取組)	
必要とする応援職員数・職種	応援職員数 名（うち男性 名 女性 名） 職種内訳：
応援が必要な期間	令和 年 月 日～ 月 日の 日間
応援職員の勤務場所	
応援職員が担当する利用者	
応援職員受入担当者・連絡先	担当者職・氏名： 連絡先電話番号： メールアドレス：

施設応援職員派遣協力施設一覧【令和2年8月7日現在】 ※54事業所(うち非公表2事業所)

所在地市町名	サービス種別	法人名	事業所・施設名	電話番号
神戸市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 丸	特別養護老人ホーム オービーホーム	078-706-9488
神戸市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人すみれ会	特別養護老人ホーム 長田すみれ園	078-691-8008
神戸市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人やすらぎ福祉会	特別養護老人ホーム恵風園	078-592-7100
神戸市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人博由社	ハピータウンKOBE	078-803-3609
神戸市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 昌風会	介護老人福祉施設舞子台ホーム	078-785-8666
尼崎市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 あかね	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	06-6482-4111
尼崎市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 あかね	介護福祉施設 ロータス・ガーデン	06-6428-7111
尼崎市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人みなみの	特別養護老人ホーム南野の月	06-4961-6200
尼崎市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人みなみの	特別養護老人ホーム南野の庭	06-4961-6202
西宮市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人円勝会	シルバーコースト甲子園	0798-43-0470
西宮市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人円勝会	第2シルバーコースト甲子園	0798-43-0801
宝塚市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人晋栄福祉会	中山ちどり	0797-82-0201
川西市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 友朋会	介護老人福祉施設 あいな清和苑 あいなホーム	072-767-1112
川西市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人正和会	特別養護老人ホームやわらぎの里東谷	072-791-6500
猪名川町	特別養護老人ホーム	社会福祉法人あかね	特別養護老人ホーム天河草子	072-765-2225
加古川市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人カリタスの里	特別養護老人ホーム浜の宮松竹園	079-422-5552
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 やながせ福祉会	姫路・勝原ホーム	079-273-1311
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 やながせ福祉会	第二姫路・勝原ホーム	079-272-5524
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 やながせ福祉会	大津みやび野ホーム	079-236-7760
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人あかね	介護福祉施設銀の櫛	079-272-5555
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人本覚寺苑	山彦ホーム	079-253-8168
姫路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人晃寿会	特別養護老人ホームあさなぎ	079-246-0151
赤穂市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人なごみ	特別養護老人ホーム 瀬戸内ホーム	0791-48-8113
佐用町	特別養護老人ホーム	社会福祉はなさきむら	特別養護老人ホームはなみずき	0790-78-8003
佐用町	特別養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘	0790-83-2008
豊岡市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	特別養護老人ホームたじま荘	0796-44-1730
豊岡市	特別養護老人ホーム	社会福祉法但馬福祉園	特別養護老人ホーム出石荘	0796-52-6611
養父市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人但馬福祉園	特別養護老人ホーム妙見荘	079-662-7700

施設応援職員派遣協力施設一覧【令和2年8月7日現在】 ※54事業所(うち非公表2事業所)

所在地市町名	サービス種別	法人名	事業所・施設名	電話番号
養父市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人かるべの郷福祉会	特別養護老人ホームかるべの郷さざんか	079-664-1875
養父市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人関寿会	特別養護老人ホームはちぶせの里	079-667-3107
朝来市	特別養護老人ホーム	社会法人あそう	特別養護老人ホーム緑風の郷	079-676-3411
洲本市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	特別養護老人ホームくにうみの里	0799-22-3344
洲本市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	特別養護老人ホーム 五色サルビアホール	0799-33-0503
淡路市	特別養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	特別養護老人ホームあわじ荘	0799-82-1950
尼崎市	介護老人保健施設	尼崎医療生活協同組合	介護老人保健施設ひだまりの里	06-4962-5920
伊丹市	介護老人保健施設	医療法人社団緑心会	グリーンアルス伊丹	072-779-6600
三田市	介護老人保健施設	医療法人財団愛野会	介護老人保健施設アルカディア	079-568-5879
三木市	介護老人保健施設	医療法人社団仁恵会	介護老人保健施設サンビラ三木	0794-83-8118
豊岡市	介護老人保健施設	社会福祉法人 ぶどうの枝福祉会	介護老人保健施設出石愛の園	0796-52-7001
朝来市	介護老人保健施設	医療法人社団 俊仁会	介護老人保健施設 あさご長寿苑	079-678-1181
多可町	養護老人ホーム	社会福祉法人 楽久園会	養護老人ホーム楽久園	0795-37-0174
たつの市	養護老人ホーム	社会福祉法人栗栖の荘	養護老人ホーム 栗栖の荘	0791-75-0385
豊岡市	養護老人ホーム	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	養護老人ホーム ことぶき苑	0796-42-0430
尼崎市	特定施設入居者生活介護	株式会社 アットホームふじた	介護付有料老人ホーム アットホームふじた	06-6492-2370
豊岡市	軽費老人ホーム	社会福祉法人但馬福祉園	ケアハウスてっせん	0796-52-6611
宝塚市	サービス付き高齢者向け住宅	株式会社 宝塚ライフケア	株式会社 宝塚ライフケア	0797-86-6002
川西市	サービス付き高齢者向け住宅	かえで住宅販売株式会社	かえでシニアアルヴァンタウン I	072-757-6852
川西市	サービス付き高齢者向け住宅	株式会社 レイクス21	プラチナ・シニアホーム川西中央	072-756-8620
川西市	サービス付き高齢者向け住宅	社会福祉法人 寿楽福祉会	ウエルハウスキセラ	072-756-2101
三田市	サービス付き高齢者向け住宅	社会福祉法人三翠会	サンヒルズ八景1番館	079-553-3537
三田市	認知症対応型共同生活介護	有限会社タナベメディカルサービス	ユピテル三田	079-565-2220
朝来市	認知症対応型共同生活介護	但南建設株式会社	グループホームたんなん	079-670-7121

施設応援職員派遣協力施設一覧【令和2年8月7日現在】 ※57事業所(うち非公表1事業所)

所在地市町名	サービス種別	法人名	事業所・施設名	電話番号
神戸市	訪問介護	株式会社C&C	よつ葉ケアサービス	078-861-6091
尼崎市	訪問介護	尼崎市都市美化推進企業組合	アクティブケアくるみ	06-6488-1342
尼崎市	訪問介護	株式会社 ケア・ワーク	株式会社 ケア・ワーク尼崎中央ステーション	06-6412-1851
西宮市	訪問介護	有限会社サフラン	ケアチームサフラン	0798-65-5282
芦屋市	訪問介護	心優合同会社	すみれケアサポート	0797-75-3582
芦屋市	訪問介護・訪問看護	株式会社ロジケア	ロジケアあしや	0797-35-7113
川西市	訪問介護	株式会社おたふく	おたふく訪問介護サービス	072-758-1234
猪名川町	訪問介護	社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会	ゆうあいヘルパーステーション	072-766-1200
三木市	訪問介護	株式会社あいむ介護サービス	あいむ介護サービス	0794-86-6555
多可町	訪問介護	社会福祉法人 楽久園会	ゆりの荘訪問介護事業所	0795-37-0174
姫路市	訪問介護	株式会社Aio	Aioヘルパーステーション	079-269-9230
姫路市	訪問介護	一般社団法人くじら	ホームヘルプサービスレインボーくじら	079-262-6716
神戸市	訪問看護	有限会社 梅河	愛のき訪問看護ステーション	078-805-3100
神戸市	訪問看護	株式会社 神戸介護 ケアウイング	ケアウイング訪問看護ステーション	078-811-4165
神戸市	訪問看護	医療法人社団慈恵会	北須磨訪問看護・リハビリセンター	078-741-4001
神戸市	訪問看護	医療法人社団思葉会	MEIN HAUS訪問看護ステーション	078-731-0055
神戸市	訪問看護	特定医療法人 誠仁会	たまつ訪問看護ステーション	078-926-0945
神戸市	訪問看護	医療法人社団 慈恵会	北須磨訪問看護・リハビリセンター	078-741-4001
西宮市	訪問看護	医療法人 喜望会	訪問看護ステーション おりーぶ	0798-61-1401
西宮市	訪問看護	西宮市社会福祉事業団	西宮市訪問看護センター	0798-68-2711
西宮市	訪問看護	株式会社ビーネ	ポップケア訪問看護ステーション	0798-38-1202
芦屋市	訪問看護	芦屋市社会福祉協議会	芦屋市訪問看護ステーション	0797-25-1295
宝塚市	訪問看護	株式会社Blooming Smile	ここちリハビリ訪問看護センター	0797-81-1781
宝塚市	訪問看護	医療法人 回生会	すみれ訪問看護ステーション	0797-71-2931
三田市	訪問看護	株式会社トリニティライフ	訪問看護ステーションそのぎ	079-562-3351
明石市	訪問看護	株式会社G・Iサークル	あかり看護センター	078-915-0175
明石市	訪問看護	株式会社メリディアンメディカルサービス	あんしん訪問看護ステーション明石	078-945-5731
加古川市	訪問看護	株式会社3 5 8	訪問看護ステーション358	079-490-3581
高砂市	訪問看護	シオンプランニング株式会社	ぬくもり訪問看護ステーション	079-443-2234
西脇市	訪問看護	株式会社 PORTADA	訪問看護ステーションIF	0795-23-6028

施設応援職員派遣協力施設一覧【令和2年8月7日現在】 ※57事業所(うち非公表1事業所)

所在地市町名	サービス種別	法人名	事業所・施設名	電話番号
三木市	訪問看護	有限会社山陽メディカル	山陽ケアセンター訪問看護ステーション	0794-86-6125
三木市	訪問看護	一般社団自立支援センタースクラム	訪問看護ステーションみなぎの	0794-60-4073
姫路市	訪問看護	ゆう株式会社	訪問看護ステーション 春	079-227-9293
たつの市	訪問看護	株式会社 Withハート	訪問看護ステーション こころ	079-287-8541
たつの市	訪問看護	有限会社 プラスアルファ	訪問看護ステーション たつの訪問サービス	0791-72-8102
尼崎市	通所介護	社会福祉法人 あかね	デイサービスセンター ロータス・オデオン	06-4869-4555
尼崎市	通所介護	株式会社アルスタック	ラウレアート	06-6419-4482
西宮市	通所介護	セントケア西日本株式会社	セントケア西宮デイサービス	0798-76-1013
宝塚市	通所介護	株式会社SMILE PLACE	レコードブック宝塚米谷	0797-61-7585
猪名川町	通所介護	社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会	ゆうあいデイサービス	072-766-1200
高砂市	通所介護	株式会社T.クレスト	デイサービスつくし野	079-254-3596
西脇市	通所介護	株式会社ZENN	PLUSケア西脇	0795-24-4168
たつの市	通所介護	社会福祉法人 栗栖の荘	新宮町デイサービスセンター あすかの園	0791-75-3648
たつの市	通所介護	有限会社プラスアルファ	たつのデイサービス	0791-66-3361
赤穂市	通所介護	株式会社夢リハ	あすなろリハビリスタジオ赤穂店	0791-56-5255
朝来市	通所介護	(有)佐藤タイヤ商会	レッツ倶楽部 朝来	079-672-1220
豊岡市	通所介護	社会福祉法人但馬福祉園	デイサービスセンター出石荘	0796-52-6611
三田市	地域密着型通所介護	NPO法人えふ・みんと	ディサービスげんき三田	079-506-1425
西脇市	地域密着型通所介護	株式会社わらべ	デイホームわらべ	0795-28-5575
多可町	地域密着型通所介護	株式会社わらべ	はなの家	0795-36-0903
加古川市	看護小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人 博愛福祉会	看護小規模多機能型居宅介護ゆとり庵石守	079-451-7739
加古川市	看護小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人 博愛福祉会	看護小規模多機能型居宅介護ゆとり庵別府	079-441-0081
たつの市	看護小規模多機能型居宅介護	有限会社 プラスアルファ	たつのケアサービス	0791-72-8102
加西市	小規模多機能居宅介護	有限会社ウエルビー	小規模多機能施設なの花かさい	0790-46-1787
伊丹市	通所リハビリテーション	医療法人社団星晶会	あおい病院	072-782-5463
三田市	認知症対応型通所介護・定期巡回サービス	有限会社タナベメディカルサービス	ユピテル三田	079-565-2220

～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- 協力施設等への支援を拡充します！ 支援項目New参照



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 現在、約100の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。(連絡先:兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

支援項目		県の支援内容
	※NEWが拡充項目 □ 衛生資材の供給	□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
	□ 旅費の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
	□ 損害保険料の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
NEW	□ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担	□ 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
NEW	□ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修	□ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援します。
	□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担	□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。

※ 応援終了後、自己負担等が発生する形でPCR検査を受ける場合等、必要な検査費用についても支援します。個別に御相談ください。

(注)このほか、協力施設等への応募は、介護施設等の職員に対する慰労金の対象事業所に該当することを確認するための項目の1つとなっています。

～ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする施設等の皆様へ ～

□ 兵庫県協カスキームが必要な場合は応援調整機関にご相談ください。



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協カ施設等から職員の応援を行う仕組み(兵庫県協カスキーム)を設けています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照)。

※ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする場合には、下の「対象施設等種別」に記載されている施設等の種別に応じて、「応援調整機関」にご相談ください。

応援調整機関	対象施設等種別
兵庫県老人福祉事業協会 (連絡先) 078-291-6822	①兵庫県老人福祉事業協会の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
神戸市老人福祉施設連盟 (連絡先) 078-351-6402	②神戸市老人福祉施設連盟の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
兵庫県介護老人保健施設協会 (連絡先) 078-265-6933	③兵庫県介護老人保健施設協会の会員である介護老人保健施設
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 (連絡先) 078-920-2570	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設(①から③に該当するものを除きます。)